

クリエイティブコモンズとは



この記事はクリエイティブコモンズのライセンス下にあります。詳しくは下記のURLを参照ください。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nd-nc/1.0>

近頃、左のロゴマークを貼ったウェブサイトを見かけるようになった。画像をクリックすると、英語の文書が表示される。「気になってたんだけど、これってどういうものなの?」と思っている方も多いはずだ。シンプルなロゴの背後には、法律とテクノロジーを含む多層的なバックグラウンドが存在している。私たちの住む情報社会が、息のしやすいところであり続けるか否かを占ううえで、この小さなロゴの持つ意味は意外に大きい。今回は手始めに、このロゴマークを提供している「クリエイティブコモンズ」の概略とその活動、その社会的な意味、そして技術的な仕組みについてまとめてみた。



クリエイティブコモンズが生まれた背景にあるもの

text: 先田千映

クリエイティブコモンズとは何か

クリエイティブコモンズは昨年5月に米国で設立された。設立の中心メンバーとなったのは、ローレンス・レッシング教授。『ハッカーズ』の著者スティーブン・レヴィに「サイバー法のエルビス・プレスリー」と評される気鋭の憲法学者だ。日本でも山形浩生訳の近刊『コモンズ』が大きな話題を呼びつつある。

クリエイティブコモンズ誕生の背景には、著作権の過剰な保護と行使から起こる数多くのばかげた問題がある。現在米国では、たとえば自主制作の映画を1本撮るにしても「著作権のあるものが画面に映っていないか」「BGMに使用したい音楽の著作権はだれが所有しているのか」等々のハードルがあまりに多く、訴えられるのが怖くて作りたいものも作れないという、かなりシュールな状況が現実のものになっている。特に再配布や再利用が容易なデジタルデータと、それを簡単に流通させるインターネットが一般化してからは、問題が一気に表面化した。

しかし、どんな芸術やテクノロジーも、土台となる過去の業績がなければ、生まれてくることも発展することもない。では、

息苦しい思いをすることなく「創造的行為を行える共有地」をインターネット上に作って広げていこうじゃないか というのがクリエイティブコモンズの活動趣旨だ。その手始めとして昨年12月に「ライセンスプロジェクト」が始まった。

単なるロゴマークではない

さて、クリエイティブコモンズのライセンスロゴにはどんな意味があるのだろうか。よく見れば「Some Rights Reserved」とある。おかしい。普通は「All Rights Reserved」だ。「すべての権利」ではなく「いくらかの権利は所有者のもです」というのはどういうことだろう。

実はこれが重要なのだ。クリエイティブコモンズはよく誤解されるように、著作権を否定する団体ではない。だれでも自分の著作権を簡単に守れるようにすること。同時に、人が作ったものをだれもが簡単に利用できるようにすることが、彼らの目的とするところだ。

これまでは著作権を持っている人の許諾を得るプロセスを経なければ再利用することができなかった。時間や手間もかかるし、ときには弁護士や弁理士に払うお金

もかかる。そこで、あらかじめ利用者の権利を明示することで、この非効率な手続きを省こうというのがクリエイティブコモンズのライセンスのコンセプトだ。つまり、従来の著作権表示が「赤信号 / 進入禁止」を示すものなら、CCライセンスは「青信号 / どうぞお入り」と声をかけるものであるということになる(クリエイティブコモンズ提供のFlashアニメより)。

しかも、単にロゴだけではなく、法律のおよび技術的にも裏打ちされているのがこのライセンスの偉いところだ。すべてのライセンスは、だれもが理解できる利用条件の要約に加えて、法廷でも効力を発揮する法的コード、さらにはデジタルコード(メタデータ)の3層から成っている。

特に注目したいのが、記事の後半で神崎氏に解説していただくメタデータの存在だ。コンピュータが理解できるライセンスが付いていることが、このプロジェクトに大きな可能性を与えている。機械どうしが賢くやり取りしてくれれば、人間様は楽ができて創造的にもなれる、というわけだ。

どんな風に使われているのか?

しかも、利用は簡単だ。クリエイティブ

コモンズのサイトでいくつかの選択肢を選んで、生成されるメタデータをHTMLに挿入し、ロゴを貼り、ライセンス要約にリンクを張る。それだけで、それを見た知らないだれかが、あらかじめ指定された条件に従って堂々と利用できることになる。写真ならコラージュ、音楽ならリミックス、技術文書ならアップデート 適用できるコンテンツも、その使い道もさまざまだろう。もちろん、それらの行為を禁止することも可能だ。

現在、このライセンスを利用しているコンテンツにはどのようなものがあるのだろう。注目されるどころでは、技術書の聖地オライリーのウェブログに適用されているほか、米国では絶版になっているピーター・ウェイナーの『Free for All』

(邦題『なぜ、Linuxなのか?』アスキー刊)は、オンライン版をCCライセンス下で公開した途端に、アマゾンでのユーズド書籍の価格が40パーセントも上がったという。写真家(およびその卵)の利用も多く、先日は中国初のコモナー(CCライセンスを利用する人)が上海の風景写真をアーカイブを公開した。その他、ウェブログでの利用も多く、代表的ツールMovable Typeは新バージョンでCCライセンスに対応している(143ページ参照)。オンラインで利用できるものだけではない。おそらく世界一有名なウェブログ「BoingBoing」の主要メンバー、コリー・ドクトローは、書店で売られる彼の小説本にもCCライセンスを付けた。皮肉にも、その小説は著作権濫用派の象徴と

見なされているディズニーランドの近未来を舞台にしているのだが。

もちろん日本でも、多くはレッシング教授の『コモンズ』に影響を受けた人たちが、次々に自分のウェブサイトにこのロゴマークを貼り始めている。現状では、論文やウェブログ、技術的なリファレンスに利用されていることが多いようだ。

クリエイティブコモンズ自体は「海の向こうのなんか偉いことやってる団体」かもしれない。利用する人が増えていかなければ、なんの意味もないのだから。結局のところ重要なのは、あなたが関心を示すこと、そして、もし意に添えば参加してみることなのだろう。

クリエイティブコモンズライセンスの実際

4つの利用条件を組み合わせた11種類がある

クリエイティブコモンズのライセンスはいたってシンプル。右表の4つの利用条件について、自分に合った選択をしよう。クリエイティブコモンズのサイトでは、これらの利用条件を自分の意図に従ってYes/Noで選択していく。その組み合わせによって、11種類のライセンスが存在するので、いずれかを選択することとなる。

このほか、クリエイティブコモンズのライセンスを選択するのではなく、自分の作品をパブリックドメイン(公的領域)に寄贈すると宣言することも可能だ。この宣言は非可逆的なもので、著作権を行使する権利を永久に放棄することを意味する。しかし、パブリックドメインに入った著作物であれば、商用/非商用を問わず、すべての人がどのような形で利用してもよいのだから、これはある意味で究極の利他的な選択と言える。

さらに詳しく知りたい人には、クリエイティブコモンズに関する日本語のリンク集「creative commons 日本語情報」[QR](#)がおすすめ。

[URL http://www2.117.ne.jp/~mat/cc/menujp.html](http://www2.117.ne.jp/~mat/cc/menujp.html)

クリエイティブコモンズが提供するライセンスのオプション

Attribution: 著作権の帰属先を明示する義務	 原作者の著作権を表示することを条件として、他人が自分の著作物を複製、再配布、展示、上演すること、およびそれを基に派生作品を作ること認める。
Noncommercial: 商業目的での利用の禁止	 非商業目的であることを条件として、他人が自分の著作物を複製、再配布、展示、上演すること、およびそれを基にした派生作品を作ること認める。
No Derivative Works: 派生作品の禁止	 自分の著作物を基に派生作品を作ると禁ずるが、複製、再配布、展示すること、および一語一語忠実に上演することは認める。
Share Alike: 自分と同じように他者と共有する義務	 自分がその作品に適用したライセンスと同じライセンス下でのみ、他人が派生作品を配布することを認める。

注意: 1つのライセンスで、Share AlikeとNo Derivative Worksを同時に選択することはできない。Share Alikeは派生作品にのみ適用される利用条件。

クリエイティブコモンズのライセンスの適用例

Aさんの場合: 「自分が打ち込みで作ったMP3を公開するのでどんどんリミックスしてください。自分で聴いてもわからないかもしれないので名前のクレジットも不要です。勝手にCD出して売られるのはちょっと……」
NonCommercialライセンス

Bさんの場合: 「私の写真を使ってもらいたいけど、ちゃんと名前はクレジットしてほしい。お金儲けされるとちょっとムカつくから商業利用は認めない。写真を加工して新しい作品を作らしたら私と同じ条件で公開してね」 Attribution-NonCommercial-ShareAlikeライセンス



創作物の「自由」な流通を作る 新しい政府の出現か？

text: 白田秀彰(法政大学社会学部助教授)

ライセンスは「ブラックホール」へ

クリエイティブコモンズ(以下「CC」)が始まった。ある人は、「プログラム以外のさまざまなコンテンツに対するGPL^{URL01}みたいなものだろう」と思っているだろう。またある人は、最近文化庁が発表した「自由利用マーク(下囲み参照)」を思い出して、「そのコンテンツを勝手に使っていいというお墨付きだろう」と思っているかもしれない。でも、もし「CCは、タイム・ワーナー社やウォルトディズニー社、ランダムハウス社などの巨大メディア企業のコントロールを迂回するコンテンツの新流通システムなのだ」とあなたが思っているなら、以下の文章はあなたの考えのつまらない補足に過ぎない。

米国の知的財産権制度が、合衆国憲法に設定された目的から逸脱して、商業上の戦略的行動どころか政治プロセスにも影響を与えかねない形で利用されている

ことを指摘してきた学者としてはジェームズ・ポイル教授^{URL02}やご存知ローレンス・レッシング教授が知られるところだ。

CCは、それらの知的財産権制度に対する深い洞察を示している法学者を創設メンバーに含んでいる。ゆえに、偉い人がデザインしたマークをどこかに貼れば、その水戸黄門的な威光によって、ビル火災が防げたり、個人情報保護されたりすると思われるような、単純な発想から出ているものではないことは明らか。

レッシング教授は『コモンズ』の中で「著作権ブラックホール」という表現を使っている。1976年までアメリカでコピーライトを主張するときには、一定の法的手続きを踏んだうえで、著作物にコピーライト表示をすることが義務付けられていた。あなたもなんとなく掲げているかもしれない「All Rights Reserved © 2003 Your Name」とかいう表示だ。この表示がない場合、そのコンテンツは、パブリックドメイン(公的領域)すなわち「コモンズ」に入るものとされていた。その後、その表示は裁判を有利に進めるための要件に緩和され、ついに1989年には、そうした表示がなくても完全な法的保護が与えられることになった。だから、いまや©表示はおまじないではない。

著作権の確認料は1件5,000ドル

この制度上の転換が著作権ブラックホールを生み出した。1976年までのアメリカでは、コピーライト表示がないものは自由に使ってよかった。だからレッシング教授の言うところの「商業的価値のない98パーセントのコンテンツ」は、すべてコモンズに組み入れられていたわけだ。ところが上記の制度転換以降、その98パーセントのコンテンツを自由に使ってよい

か否かが不明になった。コピーライト表示がないからといって自由に使ってよいという保証にはならなくなったからだ。

レッシング教授が言うには、あるコンテンツを使用してよいかを確認するための費用は、1件あたり5,000ドルに上るらしい。こうしてコモンズは地雷原になった。使ってよいかもしれないけど、そこに地雷が埋まっているかもしれない。そこを通るときには専門業者(弁護士)に5,000ドル払って、あなたの通り道にあるだろう地雷を除去してもらわなければならない(ちなみに、日本の著作権法は、もとより権利表示義務がなかった)。すると、権利処理が済んでいて、ある程度のお金を払えば提供者のライセンスの範囲で使用できると保証されている商業コンテンツの価値がぐっと高まるのが理解できるだろうか。

そこで、こうした地雷原から我々を救い出すために開始されたのがCC。

まず、簡単な表示をすることで、その作品を自由に使っていい条件“Commons Deed”がだれにでも(といっても今のところ英語が読めないのがダメだけど)すぐにわかるようになっている。ここまでなら、まあ上記のマーク制度とおなじ。さらにそこから、法学者のお墨付きで、裁判においても有効に使用できるライセンス条項“Legal Code”へとリンクする(といっても日本の裁判所がこのライセンスを有効なものとして判断するかどうかは不明だけど)。さらにさらに、そうしたライセンスと同時に、ライセンス内容を定義した“RDFメタデータ”が生成されており、コンテンツに添付されることになる。これでコンピュータによって、CCに参加している「自由な」コンテンツを検索したり、自動的にライセンス処理をしたりすることまで可能になっている。

文化庁の『自由利用マーク』はCCとはまったく別物

文化庁が2月に提供を始めた著作物を自由に利用してもいいという許可を表す「自由利用マーク(下3点)」が話題を呼んでいる^{URL}。マークの種類は「コピーOK」「障害者OK」「学校教育OK」の3つ。現状でのマイナス評価ポイントは適用できる著作物や用途に限られていること、本当にただの「マーク」であることだが、重要なのは「コピーOK」の場合、インターネットでの送信(つまり、ウェブサイトですったりとか、P2Pで流したりとか)には利用できないというところ。詳細は57ページへ。(先田千映)

^{URL} <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>



レッシングが唱える4つの規制に対応

これらのCCシステムの構造は、レッシング教授が唱える4つの規制要素、すなわち規範(norms Commons Deed)、法(law Legal Code)、アーキテクチャー(architecture RDF)、そして市場(market)に対応しているとみることができ。詳しくは、『CODE』の第7章を読んでほしい。さて、注意深いあなたなら、「あれ？ 市場の役割は何が果たしているの？」と思っただろう。CCシステムでの「市場」は「インターネット」だ。それゆえCCシステムは、紙の束やポリカーボネートの円盤をトラックで運ぶような他の流通システムと競争し、かなり優位を占めうると考えられる。

商業的なコンテンツの場合、インターネットで取引をするためには、いくつものハードルがある。まず取引相手を確定する認証システムが必要。つぎに複製を確実に禁止するための技術的・法的な手段を確保しなければならない。さらに、大事な大事な対価を回収するための確実な決済手段が必要だ。それらをネットワーク上に実装し、稼働させるための費用は膨大で、今のところメディア企業は、まだ紙の束やポリカーボネート盤をトラックで運ぶほうがマシだと思っているようだ。

しかし、それらのネットワーク上の取引のための費用は、商業的な取引を考えなければ不要だ。だから、商業コンテンツは、ネットワークにおける流通の効率性という点で、非商業コンテンツに対して著しく不利な立場に置かれている。逆に、そうした費用を気にしなくてよかった非商業コンテンツについては、「爆発的なイノベーションが進んだ」というのは、レッシング教授が『コモズ』で強調しているところ。

ところが、先に述べた地雷原が、本来ゼロに近かったはずの非商業コンテンツの流通費用を禁止的なレベルにまで高めてしまっていた。データは大量に流通していた。でもそのなかのいくらかは、使用すると権利侵害ということになる爆弾

クリエイティブコモンズの国際化は日本から

クリエイティブコモンズの中心人物であるローレンス・レッシング教授「(クリエイティブコモンズの)国際化のプロジェクトはすでに始まっており、ひと月以内に発表できる予定です。国際化にあたっては日本を最初の国、EUを2番目に予定しています」とのこと(1月31日時点)。「日本には、自分以外の人間の作品を礎に新しいものを創造する自由の重要性が理解されてきた経緯があります。同人誌のマーケットなどはその一例ですね」というコメントも。(先田千映)



Photo:Nakamura Tohru

(=著作権主張)を含んでいたからだ。

コンテンツの本当の価値を探す

CCは、GPLからヒントを得て、著作権法(law)を利用して「著作権ブラックホール」から脱出する方法を提示している。権利の源泉である創作者が「使ってよい」という意思表示をだれにでもわかりやすく(norms)、法的に有効に(law)、そして系統的に効率的(architecture)に行えれば、あとは、現在もっとも効率的だと思われるインターネットの流通・検索・交換機能(market)を思う存分活用できるからだ。

CCコンテンツは、機械による処理が可能だから、CCコンテンツだけを流通させられるクリーンなP2Pシステムだって可能だ。商業コンテンツを提供するメディア企業は、裁判でツブしてもP2Pシステムは使わないうもりらしいけど。この流通費用競争において、商業コンテンツは、原理的に非商業コンテンツに勝つことはできない。商業コンテンツが勝つための有効な手段は、非商業コンテンツの流通自体を違法化することだ。しかし、CCシステムは、商業コンテンツの存在を支えている著作権法によって支えられている。

メディア企業は、98パーセントのコンテンツは「ゴミだ便所の落書きだ」という。そうかもしれない。でも、私たちはむしろ、98パーセントのゴミに自由にアクセスしたかっただけなのかもしれない。98パーセントのゴミに「自分の生み出したもの」を追加することが楽しかったのかもしれない。自分の作品をメディア企業に買ってもらふことよりも、より多くの人に「自分の生み出したもの」を伝えただけかもしれない。CCが現れたことで、本当の意味での「コンテンツの価値」というものがどこに発生するのかを確かめる実験がやりやすくなった。とてもいいことだ。もしかすると、CCのほうが便利で気楽で革新的な表現が生まれ出る場になるんじゃないだろうか。

そうそう。CCは、レッシング教授のいう「開かれた政府(open government)」の1つの形だということも指摘しておきたい。インターネット上で創作物の流通にかかわる機構を設定して運営する主体は、インターネット上の創作物に関する政府であるともいえる。どこかの政府よりも、私は、クリエイティブコモンズのメンバーのほうが信頼できるような気がする。

URL01 <http://www.gnu.org/licenses/gpl.ja.html>

URL02 <http://james-boyle.com/>



機械でも理解できるライセンス情報

メタデータと自動処理の可能性

text: 神崎正英

エージェントがライセンス情報を判断

クリエイティブコモンズ(以下CC)のライセンスの特徴の1つが、ライセンス情報をマシンで処理できる「データ」として提供するという点だ。これは、コンピュータの力を利用した情報活用に新しい可能性を開くものとして注目される。

たとえば、会議や授業のための討議資料をウェブから集めて印刷・配布することを考えてみよう。検索エンジンを使えば、タイトル、日付やサイズ、それに内容の抜粋といった情報を参考に、候補を絞り込むことができる。しかしそれが印刷・再配布が認められるものかどうかは、個々の文書を開き、場合によっては掲載サイト内で著作権情報を探さなければ知ることができない。

検索エンジンのロボットがライセンスデータに対応すれば、検索結果の一覧に「再配布可」というマークが表示されたり、あるいは検索条件の1つとして「再配布が認められているもの」という項目を加えられたりするようになるだろう。こうした情報の精度が高くなれば、エージェントに“特定のテーマに関する複製可能な文献を収集、編集して配付資料を作成せよ”と命じて自動作業させるというストーリーも視野に入ってくる。

検索エンジンの結果リストに表示されるタイトル、日付などは、文書がどんなものかを知るためのエッセンス情報だ。これらは、“文書という情報”に関する情報なので、メタ情報(メタデータ)と呼ばれる。ライセンス情報も、文書の利用方法に関するメタデータと考えてよい。こうしたメタデータをマシンが適切に処理できるようになることで、エージェントが「意味」をくみ取って情報を選択・収集する“セマンティック・ウェブ”への道が開けるのだ。

CCサイトで作成してくれるメタデータ

CCのライセンスプロジェクトのページ[1]では、フォームで要件の組み合わせを選択するだけで、簡単にライセンス文書を用意できるようになっている。入力内容の確認を終え、次のページで「Get HTML and email it to yourself」というリンクを選択すると、新しいウィンドウが開き、そこにCCのアイコンを貼り付けるためのHTMLとともに、マシン処理の可能なメタデータも表示される。あとはこれをコピーして、(必要に応じて修正して)自分のサイトで提供すればよい。

メタデータを簡単に用意できるという点は重要だ。マシンは人間ほど融通が利かないので、厳密に指示を与える必要がある。そのため、メタデータの記述は少々複雑なものとなり、しかも1文字も間違えられない。CCライセンスの場合は、それを

シンプルなフォームの入力だけで、正確に作成できる。作品にライセンスのメタデータを加えるという仕組みは、こうしたサポートがあって初めて、広く普及するための土台ができるわけだ。

メタデータを記述するRDFとは

マシン処理可能なメタデータを記述する手段としては、RDF(Resource Description Framework)がポピュラーだ。CCの場合もライセンスメタデータにRDFを用いている。

RDFは、あるリソース(主語)のある性質(述語=プロパティ)がどんなものであるか(目的語)という3つの要素を用いてメタデータを表現する。ちょうど、CSSがセレクター、プロパティ、値という3つの関係でスタイルを表すような感じだ。たとえば、「この記事のライセンスは

[図1] RDFでのリソースの記述方法



RDFは主語、述語、目的語の3つを使って、リソースを記述する。この3つの関係は、CSSのスタイルシートと対比すると分かりやすい。RDFのモデルは、図のように楕円と矢印を使って表現される。

[図2] この記事のCCライセンスを示すURI

役割	URI	意味
主語	http://internet.impress.co.jp/im/pdf/cc.pdf	この記事のURI
述語	http://web.resource.org/cc/license	CC名前空間で修飾した語彙
目的語	http://creativecommons.org/licenses/by-nd-nc/1.0	CCライセンスのURI

RDFの主語、述語、目的語は、いずれもURIによって表現される。ウェブ上のリソースを一意に識別するURIを使うことで、マシンに曖昧さのないメタデータを提供できる。

Attribution-NoDerivs-NonCommercialだ」と表現する場合は、「この記事」が主語、「ライセンスは～だ」が述語、「Attribution……」が目的語になる(図1)。

この関係をマシンに理解させるには、主語、述語、目的語それぞれを曖昧さなく示さなければならない。ウェブ上で、何かを明確に識別したいときにはURIを使う。そこで、RDFでもこの3要素をURIによって示す。

具体的に見てみよう。この記事はオンライン配布されるので、主語はそのURIを与えればよい。目的語については、マシンは「Attribution……」という英単語を理解できないから、定義をオンライン上に置き、それをURIで参照する。

述語がURIになるのは、XMLの語彙を区別する名前空間の延長で、CCの名前空間URI + 'license' で表現する。エージェントはURIをたどり、'license' という語彙の定義を知ることでもできる(図4)。

CCのライセンスプロジェクトのページで作成されるRDFメタデータは、XMLの形になっている(図3)。Work要素のrdf:about属性で示されるのが主語のURI、その中に含まれる子要素が主語に対するプロパティ(述語)だ。目的語は、URIで示す場合はrdf:resource属性で、人名などリテラル文字列の場合はプロパティ要素の内容として記述する。

このフォームでは、さらに図4のようなRDFも同時に生成される。このRDFの主語が、図3のライセンスの目的語と同じになっていることに注目しよう。RDFでは、ある文の目的語を別の文の主語とし、主語 プロパティ 目的語 = 主語 プロパティ……という具合に、メタデータの間を連鎖させられる。しかも、それぞれのRDF記述は、URIで参照できれば別の場所にあっても構わない。こうやって、RDFはウェブ全体をメタデータのネットワークで結びつけることを可能にしている。

ところで、このRDFメタデータをXHTMLなどの文書に関連づける手法は、まだ確立していない。CCではRDFをHTMLのコメントとする方法を提案しているが、一般にはRDFを外部ファイルとしlink要素で参照する(図5)。

エージェント側から考えると、将来的にはURIをたどってライセンスの意味を推論できるようになるのだろうが、まだかなり先の話だ。当面は、URIの示すCCライセンスを予備知識として持つ(URI文字列から直接ライセンスを判断する)のが現実的だろう。であれば、XHTMLにcc:license要素を直接埋め込むほうが手取り早いとも言える(図6)。

いずれにせよ、ライセンスを示すURIがキーとなることを理解しておこう。これをエージェントに的確に伝えることから、CCの活用がスタートするのだ。

<http://creativecommons.org/license/>

[図3] 作品のCCライセンスを表すRDFメタデータの例

```

RDFのコンテナ要素。名前空間などを宣言する。
<rdf:RDF xmlns="http://web.resource.org/cc/"
  xmlns:rdf="http://www.w3.org/1999/02/22-rdf-syntax-ns#"
  >
  <Work rdf:about="http://internet.impress.co.jp/im/pdf/cc.pdf">
    <license
      述語  rdf:resource="http://creativecommons.org/licenses/by-nd-nc/1.0/"
    </Work>
    目的語
    ...
  </rdf:RDF>
    
```

CCのページで生成されるようなRDFのXML構文は、RDFの記述方法として最も一般的な形。一番外側の要素がRDFのコンテナとなる要素で、その内部に主語、述語、目的語を記述する。述語に当たるlicense要素は、デフォルト名前空間がCCの語彙URIに割り当てられているので、直接'license'とだけ記述すればよい。

[図4] CCライセンスの内容を示すRDFメタデータの例

```

<License rdf:about="http://creativecommons.org/licenses/by-nd-nc/1.0">
  <requires rdf:resource="http://web.resource.org/cc/Attribution"/> 主語
  <permits rdf:resource="http://web.resource.org/cc/Reproduction"/>
  <permits rdf:resource="http://web.resource.org/cc/Distribution"/>
  <requires rdf:resource="http://web.resource.org/cc/Notice"/>
  <prohibits rdf:resource="http://web.resource.org/cc/CommercialUse"/>
  <requires rdf:resource="http://web.resource.org/cc/Notice"/>
</License>
    
```

CCのAttribution-NoDerivs-NonCommercial型ライセンスをRDFとして記述したものの、requires, permits, prohibitsといった語彙(プロパティ)で、ライセンス条件として必要なもの、許可されるもの、禁止されるものを表現している。この主語URIが、文書のライセンスを表したRDF(図3)の目的語URIと一致する。

[図5] link要素でRDFを文書に結びつける

```

<link rel="meta" href="/license.rdf" title="Creative Commons License" />
    
```

(X)HTML文書からメタデータを参照するときは、link要素を使う方法が一般的である。'meta' というリンクタイプは、現在の仕様では定義されていないが、XHTML 2.0のドラフトで提案されている。

[図6] 実際にCCライセンスをHTML文書に埋め込む

```

<rdf:RDF
  xmlns:rdf="http://www.w3.org/1999/02/22-rdf-syntax-ns#"
  xmlns:dc="http://purl.org/dc/elements/1.1/"
  xmlns:cc="http://web.resource.org/cc/"
  <address rdf:about="http://internet.impress.co.jp/im/pdf/cc.pdf">
    <cc:license rdf:resource="http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/1.0/" />
    <dc:date>2003-02-28</dc:date>
    <dc:creator>神崎正英</dc:creator>
  </address>
</rdf:RDF>
    
```

XHTML文書内にRDF要素を埋め込み、その中にたとえばaddress要素を置いてrdf:about属性で主語URIを記述する。このaddress要素内に記述する子要素はプロパティを表す役割を持ち、RDF処理ソフトがXHTMLの中から正しくこのメタデータを拾い出すことが可能。著作権以外に日付や著者などの情報を記述し、メタデータとして利用しつつ、ブラウザの画面に表示させることもできる。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp